

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等宿泊費補助制度 Q & A

補助対象者の要件について

（Q 1） 奈良県内の医療機関に勤務していれば、補助の対象となりますか？

A1 奈良県内の医療機関のうち、**知事が指定した重点医療機関、知事が指定した帰国者・接触者外来を設置している医療機関、奈良県発熱外来認定医療機関の認定等に関する要綱第5条により認定を受けた医療機関及びその他知事が必要と認めた団体において、新型コロナウイルス感染症患者の治療や検査等に対応されている医療従事者を対象としています。**

また、新型コロナウイルス感染症協力医療機関については、現在のところ対象ではありません。

その他知事が必要と認めた団体とは、帰国者・接触者外来を設置している地区医師会や軽症者宿泊療養施設を設置している地方公共団体をいいます。この場合は、団体において、宿泊した医療従事者等が新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事していたことの証明や交付申請のとりまとめを行っていただく必要があります。

手続について不明な点は、個別にご相談ください。

（Q 2） Q 1 以外の勤務する医療機関で発熱患者を診察（接触）しましたが、補助の対象となりますか？

A2 新型コロナウイルス感染症患者（検査結果が陽性であった方）の治療や検査等に対応されている医療従事者等を対象としていますので、Q1以外の医療機関や、Q1の医療機関の一般外来などでの発熱や疑い段階での対応については補助の対象ではありません。

（Q 3） 介護施設に勤める医療従事者ですが、補助の対象となりますか？

A3 Q2のとおり、新型コロナウイルス感染症患者（検査結果が陽性であった方）の治療や検査等に対応されている医療従事者等を対象しておりますので、介護施設の医療従事者は補助の対象ではありません。

（Q 4） Q 1 の医療機関に勤務する全ての職員が補助の対象となりますか？

A4 職種は、医師や看護師に限りません。

Q1の医療機関が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事

していたことを証明した場合は対象となります。

(Q5) Q1の医療機関の正規職員ではありませんが、派遣（応援等）で新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事した場合は、補助の対象となりますか？

A5 雇用形態に関わらず、Q1の医療機関が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事していたことを証明した場合は対象となります。なお、この場合は、実際に勤務を行った医療機関を通じて、補助金交付申請を行ってください。

(Q6) 宿泊者が奈良県外に在住している場合も対象となりますか。

A6 Q1の医療機関に勤務されている方であれば、居住地を問いません。

宿泊施設について

(Q7) 自宅以外の場所で宿泊した場合は、全て補助の対象となりますか？

A7 補助の対象となるのは、実際に宿泊費用として支出した場合のみです。なお、同様の目的で、ホテルやウィークリーマンションなどを借り上げた場合の費用についても要件(①宿泊者が勤務した医療機関により新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事していたことを証明し、②上限額までの範囲である)を満たせば、補助の対象となります。

宿泊日について

(Q8) 勤務のために前泊や後泊をした場合は、補助の対象となりますか？

A8 前泊や後泊について、Q1の医療機関が新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事するために必要と証明した場合は、対象となります。

(Q9) 月・木・金の勤務のため、月曜日から金曜日に4泊しましたが、補助の対象となりますか？

月	火	水	木	金
勤務			勤務	勤務
← 宿 泊 →				

A9 原則として、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事した期間の宿泊が補助の対象となります。ただし、勤務日以外の日について、Q1の医療機関が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事するために必要と証明した場合は、対象となります。

A9-2 ウィークリーマンションなどを借り上げた場合で、勤務実績のない日(例えば、土日は自宅へ戻っている場合など)については補助対象外となります。この場合は、一月あたりの費用を日数で割り戻して一日あたりの単価を算出し、勤務実績のある日数を乗じて申請額を算出してください。

(例) 1か月(30日) 6万円 の場合 1日あたり単価2,000円
勤務実績のある日 20日
@2,000円×20日=40,000円 が申請額

(Q10) 医療従事者個人の場合

○月10日まで新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事していましたが、それ以降は対応していません。週単位や月単位で宿泊場所を借り上げていますが、契約期間すべてについて補助の対象となりますか。

A10 Q9のとおり、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事していた期間の宿泊が補助の対象となります。
週単位や月単位で契約していても、実際に新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事した期間の宿泊のみが補助の対象となりますので、その場合は領収書の金額のうち、必要な期間の分だけを割り戻して申請してください。

(例) 契約 ○月1日~14日
従事期間 ○月1日~10日
請求額 領収書金額 × 10/14
(※1人1泊あたり上限10,000円を超えないこと)

補助対象額について

(Q11) 宿泊施設の割引サービスを受けた場合、補助金の対象となりますか？

A11 補助対象額は、実際に宿泊施設等に支払われた金額(ただし、1人1泊上限10,000円)となりますので、割引サービス(ポイントでの支払いを含む)を受けた後の実費相当額となります。

(Q12) 食事付きのプランで宿泊した場合は、補助金の対象となりますか？

- A12** 宿泊施設のプランに関わらず、宿泊費に含まれる諸経費(駐車場代等)や食事代については対象となります。
宿泊費に含まれない諸経費や食事代(宿泊費と別に自分で食事を注文・用意した場合)などは対象外です。

交付申請手続について

(Q13) どのような手順で申請を行えばよいですか？

- A13** 申請書に必要書類を添付して、県に提出してください。
※ 医療従事者個人が申請者となる場合は、必ず勤務を行った医療機関を通じて提出する必要があります。
- ↓
- 県は、申請書及び添付書類を審査し、交付決定・額の確定を行い、申請者に通知します。(※の場合は、医療機関を経由して通知)
- ↓
- 申請者は、交付決定額について、県に請求書を提出します。
(※の場合は、医療機関を経由して提出)
- ↓
- 県は、申請者に対して交付決定額(=請求額)を支払います。
(※の場合は、個人の口座に支払い)

具体的には、補助金交付申請の手引きを参照してください。

(Q14) 医療従事者個人から直接申請することはできますか？

- A14** 医療従事者個人として申請することはできますが、当該宿泊期間について、Q1の医療機関において新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事していたことの証明が必要となりますので、直接申請するのではなく、すべて勤務を行った医療機関を通じて申請することとなります。

(Q15) 医療機関が医療従事者個人の申請書を進達する場合、複数の申請をまとめて進達することはできますか？

- A15** 医療機関が複数の申請をまとめて進達することはできます。

(Q16) 医療機関が新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事したことを証明する際、どのような観点で証明を行えばよいですか？

A16 Q8、Q9のとおり、**原則として、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事した期間の宿泊が補助の対象**となりますが、前泊や後泊、連続しない勤務期間にかかる宿泊であっても、当該医療従事者等が基礎疾患を有する家族と同居しており帰宅することが困難である等、勤務のために必要であると認められる場合は、証明を行ってください。

ただし、宿泊期間と勤務期間が乖離しているような場合については、審査に当たり、勤務表などの提出を求める場合があります。

(Q17) 同じ申請者から何度も申請することはできますか？

A17 同一宿泊者の異なる宿泊日につき申請を分けることは可能です。ただし、申請ごとに書類提出が必要になりますので、一定の期間(1か月分など)ごとにまとめて提出してください。
予算の範囲内での補助となりますので、数月分をまとめて申請された場合に全額補助できない場合があります。

逆に、医療従事者個人による申請で、早期に交付が必要な場合は、2週間ごとにまとめて提出していただくことも可能です。詳細については、個別にご相談ください。

A17-2 近隣に宿泊施設がない等の事情によりやむを得ずウィークリーマンション等を借り上げる場合については、契約上は契約期間が長期となる場合であっても、勤務の実態に応じて都度必要性を審査において判断するため、少なくとも2~3か月単位で申請を行ってください。(半年分を一括申請する等は認められない場合があります。)

(Q18) 宿泊利用の必要性に応じて、ある月は医療機関による宿泊施設の借上げを行い、翌月は医療従事者個人による宿泊費負担として申請を行うことはできますか。

A18 一つの医療機関から複数の方式の申請を行うことは可能です。同一月においても、医療機関による宿泊施設の借上げと医療従事者個人による宿泊費負担の申請を併用することも可能です。必要性に応じて、柔軟に運用してください。

(Q19) 医療機関が宿泊施設等を借り上げた場合、宿泊者一覧(第1-2号様式)は必要ですか？

A19 医療機関が宿泊施設等を借り上げて医療機関がその費用を負担した場合は、上限(1室1泊あたり10,000円)までの範囲であれば、利用実績に関わらず、補助の対象となります。ただし、今後の事業の実施方法等について状況を把握する必要があることから、第1-2号様式につい

ても作成をお願いしております。

(Q20) 概算払いはできますか？

A20 事業の性質上、精算払いのみとなります。

医療機関が宿泊施設等を借り上げた場合において、数か月単位の契約であっても、毎月支払いが発生するような場合は、支払月ごとに交付申請を行うことはできます。

(Q21) 領収書を紛失した場合は、申請は可能ですか？

A21 申請の添付書類として、領収書(原本)を提出していただく必要があります。宿泊施設で再発行の手続きをしていただくか、宿泊日、宿泊施設、支払代金及び支払者の氏名が確認できる書類を添付してください。

(Q22) 個人で自宅とは別にウィークリーマンションなどを借り上げた場合も対象となりますか？その場合は、どのような書類を添付すればよいですか？

A22 当該宿泊期間について、Q1の医療機関において新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に従事していたことの証明が必要ですが、近隣に宿泊施設がない等の事情によりやむを得ず個人で宿泊場所を借り上げた場合も、1室1泊当たり10,000円を上限として補助の対象となります。

この場合は、①宿泊場所の借上げにかかる契約書(写し)、②領収書(原本)及び③住所地と宿泊場所が異なることが確認できるもの(運転免許証の写し等)を添付していただく必要があります。

申請書類について不明な点は、個別にお問い合わせください。

なお、本補助事業は住宅補助とは異なり一時的な宿泊に対する補助ですので、生活の拠点を移していないことが前提となります。従って、勤務先から宿泊場所について住宅手当などを支給されている場合は本補助事業の対象外となりますのでご注意ください。

(Q23) 令和4年3月のホテル借上げに対する宿泊費負担について、4月に請求書を受領して4月に支払う場合は、申請することができますか。

A23 本事業は、医療機関の支出した経費に対する補助となります。

令和4年3月分の宿泊費支払いを翌4月に行う場合は、令和3年度予算の事業とはなりませんのでご注意ください。(年度末の申請提出期限については、別途お知らせします。)